

第4回労働協約交渉

勤務に関する事項について交渉

在宅勤務は社員の不利益にならないこと

- ☆ 在宅勤務を行う場合は、各職場が統一した取り扱いを行うべきである。

特定された勤務の変更を行わないこと

- ☆ 変更する場合は、変更当日の労働時間が変更する前の時間を上回る場合は超勤手当を支払い、下回る場合は乗務員などの月間積算では元の労働時間に基づいて積算すべきである。

更衣時間は労働時間とすること

- ☆ 更衣時間は、使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為であり労働時間とすべきである。

年間休日は125日すること

- ☆ 日勤職場の基準労働時間7時間30分の年間総労働時間は1,837.5時間。
5日の休みを増やすことにより1,800時間から超過している37.5時間分を解消することができる。

職場三大要求の獲得めざして、みんなで議論し、みんなで行動しよう！

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一